

4 財団法人青森県建設技術センター

1 法人の概要

(平成20年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 千葉 要	県所管部課名	県土整備部 整備企画課	
設立年月日	昭和51年4月1日	基本財産	3,000千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	青森県		3,000千円	100.0%
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	15名	2名	県OB1名
	監事	2名	0名	
	職員数	65名	52名	県OB6名
業務内容	建設事業に関する調査、研究及び技術的支援並びに公共施設の下水道維持管理等			
経営状況 (平成19年度)	経常収益	1,486,743千円	(その他参考) 県からの受託事業収入 1,312,672千円 (うち下水道維持管理等に係るもの 1,035,364千円)	
	経常費用	1,380,955千円		
	当期経常増減額	105,788千円		
	当期一般正味財産増減額	148,988千円		

2 沿革

昭和50年当時、弘前市を中心とした大災害の復旧工事の早期対応が必要となり、また、本県における良質な社会資本の整備に対する要望も増大していた。このような状況に対処するため、県・市町村の公的事業に係る工事の設計、積算及び管理を行い、県・市町村の公的事業の円滑な執行を補完することにより、土木技術職員の業務量の緩和を図り、県及び市町村の土木技術職員並びに建設業界関係技術職員の技術向上を図ることを目的に、昭和51年4月に、当法人は設立された。

一方、昭和62年4月より一部供用が開始された岩木川流域下水道、平成3年4月の供用開始に向けて事業を進めていた馬淵川流域下水道及び十和田湖特定環境保全下水道の適正かつ効率的な維持管理を行うとともに、県及び流域関連市町村等との密接な連携による協力体制を確保するため、平成2年4月に財団法人青森県下水道公社(以下「下水道公社」という。)が設立された。

その後、公社等統廃合計画の実施に伴い平成14年4月に当法人と下水道公社が統合し、現在に至っている。

3 課題と点検評価

平成19年度の報告書において提言した事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

(1) 経営の独立民営化に対応した経営基盤の強化

当法人については、平成17年度末をもって県職員の派遣を取りやめ平成18年度からはプロパー職員のみによる運営が行われていること、県から補助金等の財政的な支援を受けていないことから、経営の独立民営化が図られているところであり、また、収支の状況も安定しているところであるが、当法人の収入は、その大半を県からの受託事業収入が占めていることから、平成19年度の報告書では、「当法人の経営基盤を安定したものとしていくため、今後も引き続き、市町村や民間

等、業務の対象範囲の拡大に努めていく必要がある」ことを提言していた。

この点について、当法人からは、前年度に引き続き、理事長をトップにした営業活動チームを編成し、県内全市町村に対して積極的な営業活動を実施して、業務の対象範囲の拡大に努めており、その結果、県以外からの受託事業収入の受託事業収入全体に占める割合については、平成15年度は22%であったものが平成19年度には36.5%と、中長期的にみると増加していることが説明された。ただし、この割合については、平成17年度以降は増加しておらず、近年、営業活動を積極的に行っても、市町村からの受託事業量が増加しない要因としては、市町村が発注する公共事業量そのものが減少傾向にあることが考えられるとのことであった。

当法人は、営業活動の強化や経費削減のための取組により、平成19年度においても1億5千万円程度の黒字を計上しており、当委員会としては、その取組を評価するものであるが、公共事業が今後も減少していくであろうことを考えると、将来的に現在の県からの受託事業量を維持できる保証はないことから、当法人の経営基盤の安定のためには、やはり、業務の対象範囲を拡大していくことが重要であり、今後も営業活動の強化に努めていただきたい。また、現在は、当法人の技術力が高いという理由から、当法人が多くの県業務を受託しているところであるが、将来的に、民間の技術力が向上し、民間でも県の業務を受託できるようになると、民間と競合することになるので、その場合に備え、常に職員の技術力の向上に努めていくことも必要である。

(2) 新公益法人制度への適切な対応

公益法人制度改革関連三法が平成20年12月1日に施行されることに伴い、現行の社団法人・財団法人は、移行期間が満了する平成25年11月30日までに、登記だけで設立できる一般社団法人・一般財団法人または公益性についての認定を受ける必要がある公益社団法人・公益財団法人に移行する必要がある。

本年度の点検評価において、当法人の新公益法人制度への対応を確認したところ、現時点では、公益財団法人に移行することを考えており、移行に向けて、新公益法人制度についての情報収集等を行っているとのことであった。

現行の財団法人が新公益法人制度の公益財団法人へ移行するためには、公益目的事業比率が50%以上であること等の認定基準により、公益性についての認定を受ける必要があるが、現在、当法人が行っている事業は、その大半が収益事業(平成20年度の収益事業比率98.6%)であることから、当委員会としては、当法人の業務内容が現状のままでは、当法人が公益性についての認定を受けることは極めて困難であると考え。したがって、今後、当法人においては、新公益法人制度の公益財団法人へ移行する場合を想定して新公益法人制度についての情報収集を行うと同時に、一般財団法人や株式会社へ移行する場合も想定して対応を十分に検討しておく必要がある。